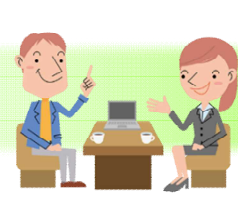


# たまのの住宅活用奨励金

空き家を  
どうしよう？



「空き家バンク制度」  
に登録！！



「認定移住者」  
と契約！！



市から奨励金  
がもらえる！！



「空き家バンク制度」にご登録いただいた物件が、「たまのの認定移住者※」の方に売買又は賃貸借された場合に、**物件所有者の方に**奨励金を交付します！

交付対象者の要件は以下のとおりです。

- 空き家の所有権を有し、かつ、当該物件に係る固定資産税の納付義務者であること。
- たまのの認定移住者の3親等以内の親族でないこと。
- 現住所地の市区町村民税に滞納がないこと。
- 暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

※たまのの認定移住者：玉野市が認定した本市への移住希望者。

**上限5万円**

《奨励金額》

次に掲げる額を交付します！

- 売買契約  
契約金額×1/20
- 賃貸借契約  
契約期間の家賃総額×1/5

1

## 交付申請書の提出

奨励金の交付を受けようとする場合は、売買契約締結日又は賃貸借契約日から**2年以内**に必要書類を添付して提出してください。（※必要書類は申請書を参照）

2

## 申請内容の審査

申請書類の審査や必要に応じて現地調査を行います。

3

## 抽選

予算の範囲を超える場合は、抽選により交付を決定します。

4

## 交付決定

交付決定通知書を発行します。

4

## 不交付決定

不交付決定通知書を発行します。

5

## 請求書の提出

交付決定通知書を受け取ったら、速やかに奨励金支払請求書を提出してください。

6

## 奨励金の交付

上記請求に基づき、指定の金融機関に奨励金を振り込みます。  
※1か月を経過しても振り込みが確認できない場合は、ご連絡ください。

【問合せ先】玉野市 総合政策課 たまのの暮らし推進室

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1-27-1 TEL: 0863-32-5505